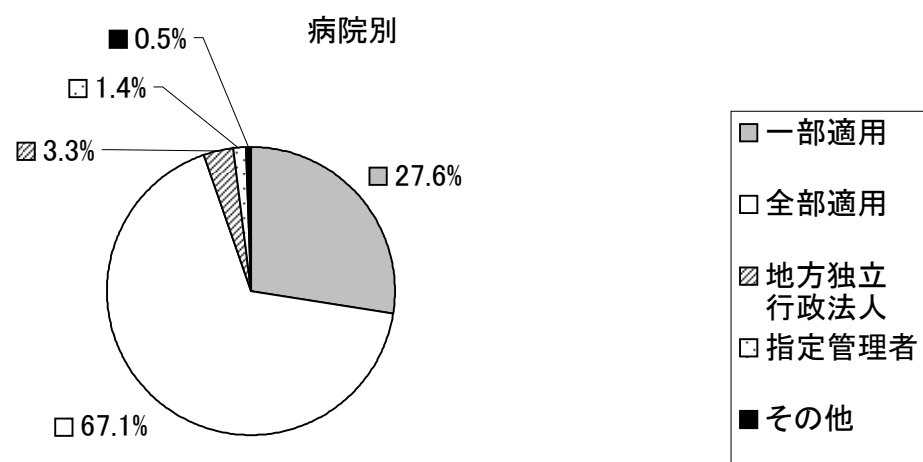


◎ 都道府県立病院の動向(平成19年4月現在)

参考資料 8

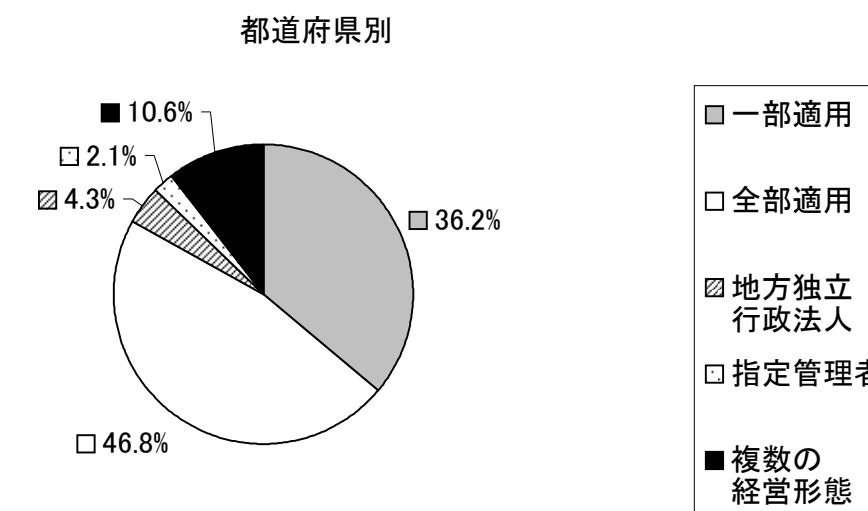
1 病院別経営形態

地方公営企業法		地方独立 行政法人	指定管理者	その他	計
一部適用	全部適用				
58	141	7	3	1	210



2 都道府県別経営形態

地方公営企業法		地方独立 行政法人	指定管理者	複数の 経営形態	計
一部適用	全部適用				
17	22	2	1	5	47



3 経営形態変更等の状況

青森県	平成19年4月、県立2病院を一部適用から全部適用に変更
福島県	平成19年4月、県立9病院(全部適用)のうち1病院を民間に、2病院を町にそれぞれ移譲
静岡県	平成18年7月、「県立3病院運営形態検討会」報告として、「県立3病院(一部適用)を1つの一般地方独立行政法人が運営する」とした報告書をまとめた
岡山県	平成19年4月、県立1病院を一部適用から特定地方独立行政法人化
香川県	平成19年4月、県立5病院を一部適用から全部適用に変更
福岡県	平成19年4月、県立3病院(一部適用:2病院、指定管理者:1病院)のうち一部適用の2病院を民間へ移譲

◎ 国立病院の動向

【独立行政法人国立病院機構について】

厚生労働省所管の施設等機関であった旧国立病院・療養所(国立高度専門医療センターと国立ハンセン病療養所を除く)を引き継ぐ形で、平成16年4月に独立行政法人(平成14年法律第191号「独立行政法人・国立病院機構法」に基づく)として発足。全国146の病院を一つの法人として運営している。

【国立高度専門医療センターについて】

国立高度専門医療センターについては、平成18年法律第47号「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、平成22年度に非公務員型独立行政法人とすることが決定された。

厚生労働省では、平成19年5月28日「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議」(同日第1回開催)を設置し、検討を開始。

6月25日に開催した第3回会議において、「各国立高度専門医療センター毎に法人化する必要がある」とする報告書(案)が提示された。